

平成25年11月26日

報道発表資料

法対象公聴会の開催について（お知らせ）

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第44条第1項の規定に基づき、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）」に係る法対象公聴会を次のとおり開催します。

- 1 法対象公聴会の開催公告日
平成25年11月26日（火）
- 2 法対象公聴会の開催日時
【第1回】 平成26年1月18日（土）午前10時（9時30分開場）
【第2回】 平成26年1月19日（日）午前10時（9時30分開場）
- 3 法対象公聴会の開催場所
【第1回】 麻生区役所会議室（麻生区万福寺1-5-1）
【第2回】 宮前区役所会議室（宮前区宮前平2-20-5）
- 4 対象事業の名称
中央新幹線（東京都・名古屋市間）
- 5 公述の申出の締切日
【第1回】 平成26年1月4日（土）（郵送の場合、1月4日消印有効）
【第2回】 平成26年1月5日（日）（郵送の場合、1月5日消印有効）
- 6 傍聴の申込締切日
平成26年1月8日（水）
- 7 詳細事項
別紙「法対象公聴会の開催のお知らせ」のとおり

※ただし、意見を述べることができる方（「法対象公聴会の開催のお知らせ」参照）からの公述の申出がなかった場合、法対象公聴会は開催しません。

（問合せ先）川崎市環境局環境評価室
電話 044-200-2156



中央新幹線（東京都・名古屋市間）

法対象公聴会の開催のお知らせ

平成25年11月26日

川崎市環境影響評価に関する条例第44条第1項の規定に基づき、法対象公聴会を開催いたします。

開催日時・場所	【第1回】 平成26年1月18日（土）午前10時（9時30分開場） 麻生区役所会議室（麻生区万福寺1-5-1） 【第2回】 平成26年1月19日（日）午前10時（9時30分開場） 宮前区役所会議室（宮前区宮前平2-20-5）
法対象事業の名称	中央新幹線（東京都・名古屋市間）
意見を聴こうとする事項	大気環境、水環境、土壌に係る環境その他の環境、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガスに係る予測評価について
公述の申出 1 公聴会に出席して意見を述べようとする方は、川崎市環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地）あて、公述の申出をしてください。 2 <u>公聴会において意見を述べることができる方は、対象事業の関係地域である中原区、高津区、宮前区、麻生区内において①住所又は勤務場所を有する方、②農業、林業又は漁業に従事する方及び③事務所又は事業場を有する事業者又は法人その他の団体です。</u> 3 公述の申出をしようとする方は、住所、氏名（在勤の方は勤務先の名称及び所在地も記載、法人等にあつては名称及び代表者の氏名）、法対象事業の名称、公述を行いたい会場（麻生区役所もしくは宮前区役所）、意見の要旨を記載した書面によりその旨を申し出てください。意見の要旨には、上記「意見を聴こうとする事項」について個別的、具体的意見を要領よく簡潔に記述してください。 「公述の申出書」（第2号様式）を各縦覧場所に用意していますので御利用ください。 4 <u>公述の申出期限は、【第1回】平成26年1月4日（土）（郵送の場合、1月4日消印有効）</u> <u>【第2回】平成26年1月5日（日）（郵送の場合、1月5日消印有効）</u> です。	

（その他の事項）

- 公述人に選定された方は、1月18日（土）もしくは19日（日）開催の法対象公聴会に出席し、公述していただきます。
 - 公述の申出が多数のときは、公述の申出のあった方の中から公平かつ適正に選定し、その結果は本人あて通知します。
 - 法対象公聴会において意見を述べることができる方からの公述の申出がなかった場合、法対象公聴会は開催しません。
 - 傍聴を希望する方は、平成26年1月8日（水）までに官製往復はがきに法対象事業の名称、開催場所（麻生区もしくは宮前区）、住所、氏名、電話番号及び返信先を明記の上、川崎市環境局環境評価室あて申し込んでください。（郵送の場合、1月8日消印有効です。）傍聴希望者が定員（第1回：150名、第2回：80名）を超えた場合は、抽選を行い、その結果は本人あて通知します。
 - 傍聴人には、傍聴券を交付します。公聴会当日には必ず傍聴券を持参してください。なお、傍聴券のない方は入場できません。
 - 公聴会会場への車での来場は、御遠慮ください
- * 問合せ先及び公述の申出先は、川崎市環境局環境評価室（電話044-200-2156）です。

ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-0-0-0-0-0-0-0.html>